

2020年3月28日

銚子ガス株式会社

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う  
ガス料金に関する特別措置の適用について

新型コロナウイルス感染症の影響拡大を受け、ガス料金の期限までの支払いが困難な事情のあるお客さまに対して、経済産業省よりガス料金に関する支払猶予等に係る特別措置について要請を受けました。これを受け、銚子ガス株式会社は、お客さま等からお申し出をいただいた場合、ガス料金のお支払いに関し、次のような特別措置を講ずることといたしました。

記

1. 適用対象

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、当社供給区域の各県社会福祉協議会にて実施予定の生活福祉資金貸付制度の「緊急小口資金」及び「総合支援資金」の特例措置に基づく貸付を受けたお客さまで、当社にお申し出のあった場合に適用いたします。

2. 特別措置の内容

2月検針分（2020年3月25日以降に支払期限が到来するものに限る）、3月、4月検針分のガス料金について、ガス小売り供給約款、各選択約款に定める支払期限を1ヶ月延長いたします。

3. お問い合わせ先

銚子営業所



0479-22-2420

以上